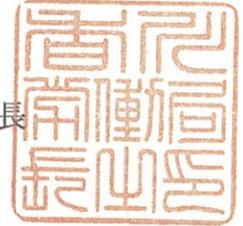




香労発基1204第5号  
令和5年12月5日

関係各位

香川労働局長



香川県の特定最低賃金の改正について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、機械器具製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

このうち、「地域別最低賃金」である香川県最低賃金は、時間額 918円に改正され、令和5年10月1日から適用されているところです。

この度、香川県における3業種（「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」）の「特定(産業別)最低賃金」改正が官報に公示され、別添リーフレットのとおりに令和5年12月15日及び令和6年1月3日からそれぞれ適用されることとなりました。

なお、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、今年度は改正がなかったため、香川県最低賃金「時間額918円」が適用されています。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、別添リーフレットを掲示・配布するなどにより事業主等の関係者へ周知いただきますようご協力のほどお願いいたします。

また、リーフレットの裏面にありますとおり、最低賃金引上げに伴う支援策としての業務改善助成金が8月31日から、対象事業場の拡大、助成率区分の見直しなどの拡充がされておりますので、あわせて周知いただきますようお願いいたします。

広報紙(誌)・ホームページ等がございましたら、別紙の掲載文例等をご参考に掲載のご協力をお願い申し上げます。

担当：香川労働局労働基準部賃金室（山本、森脇）  
〒760-0019 高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎北館3階  
☎ 087-811-8919  
E-mail : chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp